



質疑 應答

はしがき

▽道路行政に關係を有する法律、命令は勿論訓令、通牒等に至るまで、苟くも道路行政執行の任に當る人々の知らざるへからざることは總て本欄に於て紹介す。
▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て隔意なく質問せられんことを望む。

問 町村道を府縣道に認定したる場合に於ても、府縣道管理者は更に道路供用開始の手續を必要とするや（山梨縣Y先生）

答 道路の供用開始は、道路を爲るべき敷地其の他の物件を、道路としての公用に供すべき宣言であつて、之に依り始めて道路が成立するのである、道路法に於ては、此供用開始を、道路管理者の職權とも、管理者が道路の供用を開始するときは、地方の公布式に依り、之を告示すべきことを規定するが故に（道路法施行令第

十一條参照）管理者が異つた場合に於ては再び供用開始の手續を必要とするが如きも町村道が府縣道に認定せられたる場合に在つては、上級の道路と下級の道路と路線が重複する場合に該當するから、道路法第十六條の規定に依りて、其の重複する部分は、上級道路たる府縣道を爲るのであつて、町村道そのものは廢止されたのではない法律の效果として當然府縣道を爲るのである故に町村道管理者の爲したる供用開始は、消滅したのではなく、依然其の效力を有するから、府縣道管理者は更に之を府縣道として、供用開始の手續を爲すを要しない、或は道路法施行の場合に於て里道を府縣道を爲したるものに對し、供用開始の手續を必要としたではないかとの、再問を發する人もあるが、里道は道路法に依りて成立した道路でないが爲に、道路法に依りて供用開始の手續を爲すの必要があつたのであるから、彼は混同すべきでない。
（田中幹事）

二

問 道路法に規定する費用又は料金を滞納したる者に對し、管理者は國稅徵收法に依り、督促手數料を徵收し得るや（東京市S先生）

答 國稅を指定の期日に完納せざる者に對しては、更に期限を指定し之を督促し、督促を爲したる場合に於ては、勅令の定むる所に依つて、督促手數料延滞金を徵收することを得べきは、國稅徵收

法第九條の規定する所であるが、道路法の規定に依る私人の義務に屬する負擔金、占用料、橋錢、渡錢其の他の費用の賦課徵收に就きては、道路法上何等の規定なく、道路管理者の定め得る所であるが、其の賦課徵收に關し手數料を徵收することは許されて居ない、唯た是等の費用を納付せざる者ある場合に於て、管理者は國稅滞納處分の例に依り徵收し得べきことを、道路法第五十五條が規定しただけである、従つて、其の徵收に付、國稅徵收の例に依るのではなく國稅徵收法中に於ける、滞納處分と同一の方法に依つて徵收することが出来るだけである、故に假令管理者が其の費用の納付に督促を爲すも一般租稅と同じく手數料を徵收することが出来ないものである。（田中幹事）

三

問 市道、町村道に關する占用料其の他道路より生ずる収入金の徵收に付、市制又は町村制の規定に依り督促手數料を徵收し得るや（東京市K先生）

答 本問を解決するが爲には、道路より生ずる収入金の徵收權を有する者は、何人なるやを決定するに依りて自ら解決すべき問題である、蓋し収入金の納付を督促するは、収入金徵收權者の爲すべきものであつて、収入の歸屬者の爲すべきものでないからである、道路法第四十四條は道路の占用料、其の他道路より生ずる収益は、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入とすべき旨を規定し

たる場合に於ては市條例の定むる所に依り、手数料を徴収することを規定し、其の徴収権を行ふ者が、公共團體に屬する場合を規定したのであつて、公共團體も徴収権を行ふ場合に限るべきものである、徴収権なき者が他人が賦課し命令したる占用料、其の他の収入金は納付を督促する權限は特に法律に依りて授權せざる限り爲し得べきものではない若し論者の如く公共團體が徴収するものでありとすれば、道路法第五十五條第二項の規定等は空文に屬することゝ爲る。(田中幹事)

四

問 都市計畫事業として、道路の改築を爲す場合に於て、必要あるときは無償にて瓦斯會社に瓦斯管の移轉を命ずることを得るや(神戸市K.M生)

答 道路に瓦斯管を埋設するは、道路の占用であつて之が占用の許可も道路に關する工事の爲必要あるときは、道路法第五十一條の規定に依り、其の占用の許可を取消し、其の效力を停止し、道路に存する工作物其の他の物件を改築除却せしむることを得るが故に、瓦斯管の移轉を命し得べきは勿論であるが同條は此場合に於ける損害の補償に關し、公益上の必要に依り前記の處分を爲す場合に於てのみ損害の全部又は一部を補償すべきことを規定し同條第一號乃至第四號に依り爲したる處分に依り生したる損害の補償に關し何等規定せざるが爲道路に關する工事の爲必要ある場合

に瓦斯管の移轉を命したるときは、それに依り生したる損害を補償する必要がないことは明かである、常に道路管理者、瓦斯會社間に問題と爲るのは、道路を改築して電氣軌道を敷設する場合に於て、瓦斯管の移轉が専ら電氣軌道を敷設するが爲必要を生したるに拘はらず之を道路に關する工事の爲必要なるものとして移轉を命せんとすることである、電氣軌道を敷設するが爲瓦斯管を移轉せしむるのは、同條第五號に所謂公益の爲必要なるものとして瓦斯管埋設の爲にする道路の占用許可を處分すべきものであつて此場合に於ては移轉の爲生したる損失を補償すべきことを必要とするのであるから、瓦斯管の移轉を要求する道路工事は如何なる範圍の道路工事であるかは重大なる問題と爲るのであるが、道路を道路構造令又は街路構造令に規定した標準に築造するのが所謂道路工事であつて、軌道を敷設するが爲構造令の標準以上に道路を築造するものは軌道工事である、例へば道路の築造としては瓦斯管の移轉を必要としないが、軌道を敷設する爲枕木を地下に埋設する必要上瓦斯管を移轉せしむる如きは軌道工事として觀察すべきものであつて、此場合に於て瓦斯管移轉の爲要する損失は軌道經營者に於て負擔すべきものである(田中幹事)